

男鹿市告示第 7 7 号

男鹿市空き店舗等利活用推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市空き店舗等利活用推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
男鹿市空き店舗等利活用推進事業補助金交付要綱（平成 3 0 年男鹿市告示第 3 1 号）の一部を次のよう
に改正する。

改正後	改正前
（改修費補助金） 第 5 条 （略） 2 補助金の額は、改修費の 2 分の 1 以内（千円未 満の額を切り捨て）とし、限度額は 150 万円とす る。 <u>ただし賃貸住宅として利用するために改修等を 行う場合は、限度額を 500 万円とする。</u>	（改修費補助金） 第 5 条 （略） 2 補助金の額は、改修費の 2 分の 1 以内（千円未 満の額を切り捨て）とし、限度額は 150 万円とす る。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分で示した部分である。	

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。